

第 118 回総合科学技術会議議事録（案）

1. 日時 平成26年3月12日（水）17:26～17:45
2. 場所 総理官邸4階大会議室
3. 出席者
- | | | |
|------|----------|------------------------------------|
| 議長 | 安倍 晋三 | 内閣総理大臣 |
| 議員 | 山本 一太 | 科学技術政策担当大臣 |
| 同 | 菅 義偉 | 官房長官 |
| 同 | 新藤 義孝 | 総務大臣 |
| 同 | 麻生 太郎 | 財務大臣 |
| 同 | 下村 博文 | 文部科学大臣 |
| 同 | 茂木 敏充 | 経済産業大臣 |
| | (松島 みどり) | 経済産業副大臣代理出席) |
| 議員 | 久間 和生 | 常勤 |
| 同 | 原山 優子 | 常勤 |
| 同 | 小谷 元子 | 東北大学原子分子材料科学高等研究機構長兼大学院理学研究科数学専攻教授 |
| 同 | 中西 宏明 | 株式会社日立製作所代表執行役執行役社長兼取締役 |
| 同 | 平野 俊夫 | 大阪大学総長 |
| 同 | 大西 隆 | 日本学術会議会長 |
| 臨時議員 | 甘利 明 | 経済再生担当大臣 |
| 同 | 稲田 朋美 | 規制改革担当大臣 |

4. 議題

- (1) 成長戦略のための新たな研究開発法人制度について
- (2) 独立行政法人科学技術振興機構の業務方法書、中期目標・中期計画の変更について
- (3) 独立行政法人日本学術振興会の業務方法書の変更について

5. 配布資料

- 資料1-1 世界最高水準の新たな研究開発法人制度の創設に向けて
- 資料1-2 特定国立研究開発法人（仮称）の考え方について（案）
- 資料2 独立行政法人科学技術振興機構の業務方法書、中期目標・中期計画の変更について
- 資料3 独立行政法人日本学術振興会の業務方法書の変更について
- 参考資料1 特定国立研究開発法人（仮称）の対象法人候補について
- 参考資料2 第117回総合科学技術会議議事録（案）

6. 議事

【山本科学技術政策担当大臣】

それでは定刻となりましたので、第118回総合科学技術会議を開会致します。

まず、3月6日付で新たに議員が御就任されましたので御紹介致します。小谷元子議員です。

【小谷議員】

宜しくお願い致します。

【山本科学技術政策担当大臣】

本日は、臨時議員として、甘利経済再生担当大臣、稲田規制改革担当兼行政改革担当大臣が御出席です。また、茂木経済産業大臣の代理として松島経済産業副大臣が御出席です。本日は、最後にプレスが入ります。

それでは、議題に入ります。議題1「成長戦略のための新たな研究開発法人制度」について、資料1-1に基づき、私より御説明させていただきます。

本件は、昨年来、総合科学技術会議でも精力的に議論してまいりましたが、昨年末、政府の方針が閣議決定されました。独立行政法人通則法の改正により「国立研究開発法人（仮称）」という新たな法人の類型を創設するとともに、その中から、イノベーションの基盤となる世界トップレベルの成果を生み出すことが期

待されるものについて、「特定国立研究開発法人（仮称）」として位置付けます。この「特定国立研究開発法人」については、ガバナンス、財務会計等について独法通則法を適用しつつも、別法を制定することにより、目標、評価等に関し、総合科学技術会議・主務大臣の強い関与や、業務運営上の特別の措置等を講じることとします。

次に、2ページの「特定国立研究開発法人」の基本的な考え方ですが、「特定国立研究開発法人」は、イノベーションの創出を通じて新たな成長分野を切り開いていく為に、世界トップレベルの成果を生み出していくことを目指し、総合科学技術会議、主務大臣、当該法人が一体となって総力を挙げていこうとするものです。主な措置として、国際的な頭脳循環に対応する為、国際競争力の高い人材の確保を図り、職員の能力を最大限発揮させる為の柔軟な給与設定、物品や役務の調達、中期目標期間を超える繰越等に関する研究開発の特性を踏まえたより柔軟な運用などを講じていこうとするものです。

最後に、3ページの対象となる法人についてですが、制度の創設にあたっては、世界に対して影響力の大きい我が国を代表する科学技術に関する総合的な研究機関を選定したいと考えています。選定にあたって考慮すべき要素としては、「国家戦略上の重要性が高いこと」「世界最高水準の研究開発活動の蓄積」「成果の社会経済への貢献に向けた取組」「多様で優れた人的資源」「成果最大化に向けた研究開発体制」を総合的に判断します。その際、「研究成果の質」「研究分野の広がり」「研究成果の実用化」「自ら主体的に独創的な研究開発活動を行うことを主たる業務としていること」を選定の条件としています。

この基準をあてはめれば、理化学研究所と産業技術総合研究所が対象法人候補となります。なお、考慮すべき要素及びそれに基づき選定される対象法人については、社会経済情勢、科学技術・イノベーション政策の動向、研究成果及び活動状況その他の法の施行状況等を踏まえ、今後、必要に応じて見直すこととしております。

それでは、御自由に御意見を頂きます。久間議員、どうぞ。

【久間議員】

今回の案では、理化学研究所と産業技術総合研究所を特定国立研究開発法人候補としています。物質・材料研究機構など、その他の研究開発法人のモチベーションが下がりますと、我が国全体としての研究成果の最適化は達成出来ません。理研、産総研以外の研究開発法人の士気が下がることのないように、行革事務局、総務省におかれましては、良い制度設計を策定して頂きたいと思っております。

また、総合科学技術会議でも、評価専門調査会において研究開発法人部会を設置し、こういった懸案を考慮して、研究開発法人の目標設定と評価の指針を作成していきます。

【山本科学技術政策担当大臣】

原山議員、どうぞ。

【原山議員】

まさにここに新たな制度が誕生する訳ですが、それをフルに活用していく為には、法律として落とし込むルール化とともに、マネジメント、ガバナンスを含む制度の運用が要となっていくと思っております。総合科学技術会議と致しましては、よりよい制度と、また、そのより有効な運用を目指すべくしっかりフォローしていく所存でございます。これはいわば、イノベーションシステムをイノベートするという、その第一歩であります。その次に来るのが、「イノベーションに最も適した国づくり」という総理の言葉ですが、本陣にアタックする訳でありまして、更に皆様方の御協力をお願い致します。

【山本科学技術政策担当大臣】

平野議員、どうぞ。

【平野議員】

こういった制度が実現することは、科学技術イノベーション政策にとって非常に素晴らしいことだと思います。今後、この特定国立研究開発法人制度という仕組みを最大限活かすために、人材交流の加速についても検討していく必要があると考えています。我が国発のイノベーションを創出し続けていく為には、大学や研究開発法人、企業の研究所に人材が固定されているのは駄目で、人材の流動性をより高めることが必要であり、それが実現することにより、我が国の科学技術の発展、また、イノベーションの創出にもつながっていくものと思います。

【山本科学技術政策担当大臣】

中西議員、どうぞ。

【中西議員】

この制度、ボトルネックを中心に議論しました。しかし、先程仰られたように、その次のイノベーションを本当に進めていく上では、魂を入れる作業が相当まだ残っているという認識ではございますが、その第一ステップとして、今日御議論頂いて、スタートさせて頂きたいと思っております。

【山本科学技術政策担当大臣】

下村文部科学大臣、どうぞ。

【下村文部科学大臣】

現在、内閣府の主導の下で、新制度を具体化する為の法案の作業がなされておまして、法律には、昨年末の閣議決定に盛り込まれた法律事項や関係大臣間で合意された事項が着実に法定化されることが必要であると思えます。

加えて、「研究開発成果の最大化」を第一目的とした世界最高水準の運営が可能になるよう、制度的な見直しや財政的な支援の充実等が重要であり、文部科学省としても、関係府省と協力して、その実現に向けて、全力で対応していきたい。

なお、特定国立研究開発法人の対象法人については、今後、科学技術イノベーション政策の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととされていることは、先程お話がありました。現時点で基準を満たさずとも、対象となるポテンシャルのある法人が他にもあることは、関係閣僚間でも異論がなかった訳でございます。この見直し規定に基づき、そのような法人が選定される道筋を早急に明らかにしていくことも必要ではないかと思えます。

また、先般来のSTAP細胞に係る論文の問題についてであります。引き続き理化学研究所において調査が進められているところでございます。研究活動は、研究者が高い倫理性をもって誠実かつ謙虚に責任をもって遂行することが原則であります。

今回の特定国立研究開発法人の選定要素として、法人のマネジメントやリスク管理が挙げられていますが、そのような観点から、理化学研究所の今後の対応について文部科学省としても注視するとともに、必要に応じて指導するなど、真摯に受けとめて対応してまいりたいと思えます。

【山本科学技術政策担当大臣】

新藤総務大臣、どうぞ。

【新藤総務大臣】

この特定国立研究開発法人制度については、国家戦略に基づいて世界トップレベルの成果を生み出すという制度の趣旨にかなったものとなるように、総務省としても協力をさせて頂きたい。

そして、今回対象法人として選定される、この2法人については、今後の研究成果と活動状況を十分に検証していくことが重要だと思っております。

一方で、この2法人以外にも特定分野で優れた研究成果を出している法人は幾つもある訳でありまして、今般の制度導入がそうした法人の優秀な研究者のやる気を削ぐようなことになってはならないと思えます。ですから、制度の説明にあたっては、普通の法人と特別な法人とを振り分けるものではないということ、これは十分な注意が必要だと思えます。

そして、先ほど山本科学技術政策担当大臣から御説明のありました、資料の1-1の1ページにありますように、今回の独法改革は、そもそも独立行政法人を単年度管理型と中期目標管理型と、そして研究開発型の3類型に分類をして、研究開発型については、今回の2法人以外の法人も含めて研究開発成果の最大化とガバナンスの強化を図ることにさせて頂いている訳でありまして、従来な独法からすれば、全てこれは特別な類型になる訳です。その上で、特定国立研究開発法人について、世界トップレベルの成果を目指して、更なる特化した措置を講ずることに、今回の制度としての意義がある訳で、そこをきちんと説明する必要があると思えます。

従って、今回、対象となりました2法人以外の研究開発法人についても、研究成果の最大化を図ることが求められていることは、変わりありませんので、総務省としては、昨年末の閣議決定を踏まえた運用改善などに着実に進めてまいりたい。

【山本科学技術政策担当大臣】

稲田規制改革担当兼行政改革担当大臣、どうぞ。

【稲田規制改革担当兼行政改革担当大臣】

特定国立研究開発法人に係る対象法人の考え方については、世界トップレベルの研究成果を生み出すことが期待される法人として、客観的な基準案が示されたものと承知しています。

我が国のイノベーションを加速させ、安倍政権の成長戦略をより強力なものとする為にも、今国会に提出致します独立行政法人通則法等の改正案と併せて、この特定研究開発法人制度に係る特別措置法案の今国会での成立は必要不可欠であると考えています。

今後も、両法案の関係法案の早期提出・早期成立に向けて、関係大臣が一致協力して進めていきたいと考えていますので、宜しくお願いします。

【山本科学技術政策担当大臣】

甘利経済再生担当大臣、どうぞ。

【甘利経済再生担当大臣】

研究開発法人は、その機能強化を図ることにより、今後、大学とか大学院の研究成果からシーズを見出して、民間企業における実用化に繋げる役割を果たしていくことが非常に重要であります。本日示された特定国立研究開発法人の候補である理研と産総研は、共に世界トップレベルの総合研究機関であり、研究成果の実用化に貢献することが大いに期待が出来ます。

今後とも、成果の実用化に向けた取組が特に優れている研究開発法人、例えば物質・材料研究機構などですが、これらについては、成長戦略加速化の観点から、新たな制度を適用することを今後検討して頂きたいと思えます。

また、新たな研究開発法人制度全体について、現在、法案を作成中とのことでありますが、成長戦略の実現を図り、研究成果の最大化を可能とするよう、速やかに成案を得ることを期待しています。

【山本科学技術政策担当大臣】

松島経済産業副大臣、どうぞ。

【松島経済産業副大臣】

対象法人の候補として産総研を挙げて頂きまして、有難うございます。今、甘利経済再生担当大臣のお話にありましたように、技術シーズを迅速に事業化へ橋渡しする、その機能を産総研が最大限に発揮出来るようにしっかりと産業構造審議会の小委員会でも、議論を進めているところであります。

【山本科学技術政策担当大臣】

それでは、対象法人については、法案の閣議決定における最終決定に向けて、引き続き状況を見極めていくこととしますが、対象法人候補を含む「特定国立研究開発法人（仮称）の考え方について（案）」を原案のとおり決定して宜しいでしょうか。それでは、原案どおり決定することとし、内閣総理大臣に意見具申するとともに、本内容を法律案に反映させていきたいと思えます。

続きまして、議題2及び3に移ります。

ImPACTについては、御案内のとおり、総合科学技術会議の司令塔機能強化の一環として、総合科学技術会議自らが運営することとしております。ImPACTの実施にあたり、基金の管理、プログラム・マネージャーの支援等の業務を行う為、「独立行政法人科学技術振興機構の業務方法書、中期目標・中期計画の変更」が必要となっており、総合科学技術会議の意見が求められております。

また、関連してFIRST及びNEXTの実施に関する「独立行政法人日本学術振興会の業務方法書の変更」についても、同様に総合科学技術会議の意見が求められております。

以上、2件につきましては、下村文部科学大臣より御説明をお願いします。

【下村文部科学大臣】

この独立行政法人科学技術振興機構の業務方法書等の変更について、資料2の1ページ目を御覧下さい。

平成25年度補正予算に計上している「革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）」については、総合科学技術会議が策定する方針の下、独立行政法人科学技術振興機構に基金を設けて、今後5年間に亘り集中的に研究開発を推進する為、今通常国会の冒頭において独立行政法人科学技術振興機構法を改正したとこ

ろであります。

今回、この法律の規定に基づき、同機構が新たに実施することとなる基金の運用管理について、業務方法書、中期目標及び中期計画の変更を行うものでございます。

続きまして、資料3の1ページを御覧下さい。これは「独立行政法人日本学術振興会の業務方法書の変更について」であります。独立行政法人日本学術振興会は、平成21年度より、総合科学技術会議が決定した最先端研究開発支援プログラム（FIRST）等に係る助成の為に、先端研究助成基金の運用管理を担当しております。

今回の変更は、本年度末で基金が設置期限を迎えるにあたり、同振興会の業務方法書について、基金に関する記載の削除等を行うものであります。

以上、2点につきまして、両法人法の規定に基づき総合科学技術会議の御意見を伺いたいと思います。

【山本科学技術政策担当大臣】

本件について、何か御意見ございますでしょうか。それでは、本件を了承することと致します。

なお、IMPACTについては、プログラム・マネージャーの公募を3月7日から開始しております。優れた提案が多数寄せられることを期待しております。

それでは、最後に、安倍内閣総理大臣より御挨拶を頂きます。その前にプレスを入れます。

【安倍内閣総理大臣】

本日から、新しい有識者議員として、小谷元子議員に参加をして頂くことになりました。そして中西議員、平野議員には引き続き議員をお願いしたいと思います。皆様のこの最強の布陣で、内閣のイノベーション政策を強力に進めていきたいと思っておりますので、宜しくお願いします。

今日は、2つのことを申し上げたいと思っております。

研究開発成果の最大化を目指す新たな研究開発法人制度について、イノベーション政策や行革といった様々な角度から議論を重ねてまいりました。本日、その中核を担う特定国立研究開発法人について、考え方を決定致しました。

今後は、関係閣僚が一体となりまして、研究開発法人改革の法案の国会提出に向けて、しっかりと対応して頂きたいと思っておりますので宜しくお願い致します。

そして革新的研究開発推進プログラム（IMPACT）の公募が、いよいよ始まりました。IMPACTは、安倍政権のイノベーション政策の看板施策と位置付けています。総合科学技術会議において強力に推進をして頂きたいと思っております。

【山本科学技術政策担当大臣】

それでは、プレスの方は退室をお願いします。本日の議題は以上です。なお、参考資料として、「特定国立研究開発法人（仮称）の対象法人候補について」を配布しています。第117回の議事録及び本日の資料は公表致します。以上で会議を終了致します。